

第33回（2020年度）北里柴三郎記念賞の募集について

北里柴三郎記念賞は、学校法人北里研究所が最も権威のある学術賞として、生命科学領域において優秀な研究業績を有する個人に対して表彰を行うものです。

つきましては、第32回北里柴三郎記念賞の募集を行いますので、ご希望の方は下記により推薦書及び必要書類等をご提出ください。

記

1. 応募資格

- (1) 北里研究所に所属する者
- (2) 北里研究所の設置する大学、大学院、併設校を卒業、修了した者

2. 表彰対象

生命科学領域において優秀な研究業績を有する個人

3. 表彰事項

- (1) 受賞者に賞状及び副賞金 50 万円を授与する。
- (2) 表彰件数は、年 1 件とする。

4. 応募方法

(1) 提出書類の種類

- 1) 推薦書
- 2) 論文リスト
- 3) 論文（コピーでも可）
- 4) 研究歴（経歴）
- 5) 外部研究資金獲得状況
- 6) 卒業・修了証明書（現在、外部機関に所属し北里研究所の設置する大学、大学院、併設校を卒業、修了された方のみ提出）

(2) 提出書類の内容

1) 推薦書

所定の様式による推薦書の研究業績の要点欄には、次の内容について項目別に具体的に記入してください。（2 頁以内）

- ① オリジナリティと学問的価値
- ② 応用性
- ③ 産業上あるいは医療上の貢献又はその可能性
- ④ その他

2) 論文リスト

過去の原著論文（総説論文も可）を発行年の新しいものから順に記載し、研究題目と関連のある論文の頭に*印を付してください。（A4サイズ）

また、各論文について、掲載雑誌のインパクトファクター（IF 値）及び被引用数も必ず記載してください。なお、被引用数は、原則として Web of Science を利用してください。

3) 論文

代表的な原著論文（総説論文も可）3編以内。（各10部、コピーでも可）
なお、提出論文は本文のみとし、補足資料等の添付はできません。

4) 研究歴（経歴）

研究歴、勤務先異動及び受賞対象研究業績の研究実施場所等がわかるように
に詳細な経歴書を添付してください。（A4サイズ）

5) 外部研究資金獲得状況

研究題目と関連する研究について、外部資金の獲得歴があれば、主な資金
制度（研究費名）、配分機関、研究期間等について記載し、添付してくださ
い。

(3) 提出書類作成

所定の様式は、本学のホームページからダウンロードして作成してください。

学校法人北里研究所ホームページ：<http://www.kitasato.ac.jp/>

北里大学ホームページ：<http://www.kitasato-u.ac.jp/>

〈留意事項〉

①各**推薦者**※は、1件のみの推薦としてください。

②被推薦者は、本年度において北里研究所及び北里大学（全学、各部門等を
問わず）が募集又は授与する他の学術賞等に同一の研究テーマをもって重
複して応募することはできません。

※推薦者について

◎被推薦者が外部機関所属者の場合：2名

（外部機関の長又は上長1名、北里研究所・北里大学に籍を置く者1名）

◎被推薦者が北里研究所・北里大学所属者の場合：1名

（所属部門の長又は所属長）

(4) 提出先

所属する部門（学部等）の事務室

（外部機関所属者は、研究支援センター事務室）

5. 募集期間

2020年11月2日（月）～11月30日（月）

6. 決定通知

2021年3月末日までに推薦者及び応募者に通知します。

7. 問い合わせ先

研究支援センター事務室（042-778-9712）

以 上

北里柴三郎記念賞表彰規程

平成20年 6月20日制定
平成21年11月20日改正
平成22年11月19日改正
平成26年11月21日改正
平成28年11月 1日改正

(目的)

第1条 学校法人北里研究所(以下「北里研究所」という。)は、本学における最も権威ある学術賞として北里柴三郎記念賞(以下「北里記念賞」という。)を設け、この規程において必要な事項を定める。

(受賞資格)

第2条 北里記念賞の受賞資格は、次の各号に定める者とする。

- (1) 北里研究所に所属する者
- (2) 北里研究所の設置する大学、大学院、併設校を卒業、修了した者

(表彰対象)

第3条 北里記念賞の表彰対象は、生命科学領域において優秀な研究業績を有する個人とする。

(応募方法)

第4条 北里記念賞の応募は、募集要領に定めるところにより所定の推薦書及び必要書類等を添付して、学長に提出する。

(受賞者の人数)

第5条 北里記念賞の授賞は、毎年度1名とする。

(本賞及び副賞)

第6条 北里記念賞の本賞は、賞状とし、副賞は賞金50万円とする。

- 2 副賞の資金は、北里研究所統合記念大村智博士学術基金の果実を財源とする。

(選考委員会)

第7条 受賞者の選考及び審査をするため、選考委員会を置く。

- 2 選考委員会は、応募者の研究領域を踏まえ、次の各号に掲げる委員5人から7人により構成する。

- (1) 学長が指名した者 1人
- (2) 研究科から選出された者 若干名
- (3) 学識経験者 若干名

- 3 委員長は、前項第1号の委員とする。

- 4 委員は、学部長会の議を経て、学長が委嘱する。

- 5 選考委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

- 6 受賞者の選考については、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(受賞者の決定)

第8条 受賞者は、選考委員会の選考等の結果に基づき、学部長会の議を経て、学長が決定する。

(事務)

第9条 この規程に係わる事務は、研究支援センター事務室が担当する。

(この規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、学部長会及び常任理事会の議を経て、理事長が決定する。

附 則

この規程は、平成20年6月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年11月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年11月1日から施行する。